

令和6年度

保育所・認定こども園
入園のご案内

対象の入園期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

大野市教育委員会事務局 こども支援課

〒912-8666

福井県大野市天神町 1-1

結とぴあ 1階 1番窓口

電話 0779-64-5140

もくじ

1	はじめに必ずお読みください.....	2
2	保育所・認定こども園について.....	4
3	大野市内の保育所・認定こども園.....	5
4	入園の要件について.....	6
5	入園の選考（利用調整）について.....	9
6	保育料と副食費について.....	10
7	延長保育・一時預かり・休日保育・病児保育について.....	12
8	令和6年度利用の申込受付期間とスケジュール.....	13
9	よくある質問.....	14

1 はじめに必ずお読みください

令和6年度の入園申込（新規／継続）は、原則オンラインで受け付けます。

○申込は、スマートフォン、タブレット、PCのいずれでも可能です。

▼継続の方

申込期間：令和5年10月1日～10月31日

▼新規の方

申込期間：令和5年10月1日～11月30日

期間を過ぎた後の申込も可能ですが、期間内に申込があった方を優先して入園を決定します。

在園児の下の子の新規申込も、原則期間内に行ってください。期間を過ぎると、弟・妹であっても同じ園を利用できない可能性があります。

⇒「9 よくある質問」の「[\(4\) 既に入園している子の弟・妹の入園は、期間後に申し込んでもよいのですか。](#)」（15ページ）もお読みください。

年度途中の入園希望の方もお申し込みいただけます。

本市への転入後に入所を希望される場合も、本市へのお申し込みが必要です。

※インターネット環境がないなど、オンライン申込が困難な方は、こども支援課にお問い合わせください。

オンライン申込に進む前に、次の準備をしてください。

○マイナポータルの利用者登録がお済みでない方

ぴったりサービス（マイナポータル）の利用には、利用者登録が必要です。

(1) ぴったりサービス（マイナポータル）の利用に必要なもの

- ・マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書を掲載したもの）
- ・マイナポータルアプリをインストールしたパソコンまたはスマートフォン
- ・マイナンバー読み取り専用のICカードリーダー（市販のもの）

※パソコンを利用する人のみ必要

(2) ぴったりサービス（マイナポータル）の利用にあたっては、こちらをお読みください。

▼動作環境

<https://img.myna.go.jp/html/dousakankyou.html>



▼使い方（地方公共団体の手続に申請する）

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0180.html>



▼マイナポータルトップページ

<https://myna.go.jp/>



※マイナンバーカードをお持ちでない、ご登録ができないなど、ぴったりサービス（マイナポータル）での申請に進めない方は、ぴったりサービス（マイナポータル）内のリンクにある県の電子申請サービスに入って申請いただけます。

○新規申込の方

(1) 希望する園を見学する。

見学期間：10月23日～10月31日

※上記期間以外の見学を希望する場合は、各園に直接相談してください。

(2) 就労証明書など、父母が保育を必要とする理由を示す書類（画像可）を用意する。

※教育希望の方は不要

(3) 父母のマイナンバーカードを用意する。（画像可）

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、①②両方を用意してください。

①マイナンバーがわかる書類

②顔写真付きの本人確認書類（運転免許証など）

(4) 入園する本人又は同居の親族等が障害者手帳の交付を受けている場合は手帳の写し

○継続申込の方

令和5年度の申請まで県の電子申請サービスにて申し込みいただいていましたが、令和6年度の申請から、ぴったりサービス（マイナポータル）での申し込みになりましたので、ご注意ください。申請がうまくいかない場合は、ページ内にリンクがある県の電子申請サービスをご利用ください。

(1) 就労証明書など、父母が保育を必要とする理由を示す書類を準備する。

※教育希望の方は不要

(2) 申込をする保護者の顔写真付きの本人確認書類を準備する。（運転免許証など）

○各種様式はこちら（大野市ホームページ）

<https://www.city.ono.fukui.jp/kosodate/hoikuen/r6moshikomi.html>



2 保育所・認定こども園について

○保育所・認定こども園は、それぞれ利用の要件や時間が異なります。

類型	種別	対象年齢	時間	利用の要件
保育所	保育	0歳から	保護者の就労時間などに 応じて、 最大11時間（標準時間） または8時間（短時間）	就労などにより家庭で保育 できない場合に限る。 （就労証明書などが必要）
認定こども園	保育	〃	〃	〃
	教育	3歳の誕生日の 前日から	施設が定める時間 （8時間未満）	なし

※ 認定こども園では、教育と保育は同じクラスで一体的に行われます。

※ 教育を受ける時間の終了後も、「一時預かり（幼稚園型）」を併用して夕方まで利用できる施設もあります。⇒「[7 延長保育・一時預かり・休日保育・病児保育について](#)」（12ページ）をお読みください。

※ 入園の選考方法については、「[5 入園の選考（利用調整）について](#)」（9ページ）をお読みください。

○保育所・認定こども園の入園には、市の認定が必要です（教育・保育給付認定）。
認定の申請は、入園申込と一体（同じ手続き）になっています。

認定区分	種別	対象年齢	対象となる子ども
1号認定	教育	満3歳から就学前	下記以外の子ども（教育を希望する子ども）
2号認定	保育	3歳から就学前	保護者の就労などにより保育が必要な子ども
3号認定	保育	0歳から2歳	保護者の就労などにより保育が必要な子ども

3 大野市内の保育所・認定こども園

施設名	公私	所在地	電話	保育定員	教育定員	対象年齢
保育所						
あかね保育園	公立	水落町 7-24	66-5273	70	なし	0~5歳
荒島保育園		上野 42-17	66-4257	30		
阪谷保育園		伏石 11-14	67-1070	20		
認定こども園						
誓念寺こども園	私立	中荒井町二丁目 824	65-6167	140	10	0~5歳
誓念寺中野こども園		東中野二丁目 603	65-6166	140	10	
認定こども園 いなやまこども園		篠座 94-39	66-0038	30	3	
認定こども園 いなほこども園		春日二丁目 16-5	66-1740	100	10	
開成こども園		新庄 5-15-2	65-1103	140	10	
認定こども園 篠座こども園		篠座 74-32	65-6570	80	3	
上庄こども園		稲郷 43-5	64-1217	87	3	
亀山こども園		水落町 3-35	65-1104	71	6	
いとよ保育園（仮）		(現在地) 大野市清和町 710 (移転予定地) 中挾 1 丁目 1001	66-3841	80	受入 予定	
認定こども園 大野幼稚園		明倫町 7-18	65-3936	10	25	満 3~5歳
地域型保育事業所（小規模保育事業C型）						
和泉保育園	公立	朝日 34-3	78-2812	9	なし	0~5歳

○定員は令和5年9月1日時点です。定員数が変更になる場合があります。

○令和6年4月から、いとよ保育園は幼保連携型認定こども園に移行する予定です。

○全ての施設で延長保育・一時預かりを行っています。

○休日保育（日曜・祝日）は誓念寺こども園で行っています。他の施設の子どもも利用できます。

⇒「[7 延長保育・一時預かり・休日保育・病児保育について](#)」をお読みください。

○市外に通勤する場合や里帰り出産をする場合など、市外の施設を利用できることがあります。

⇒「[9 よくある質問](#)」の「[\(25\) 市外の園に入園することはできますか](#)」をお読みください。

○開所時間については各園に確認してください。

4 入園の要件について

- 保育所や認定こども園で「保育」を希望する場合、保護者（父母）のいずれもが、次の要件のいずれかに該当する場合に限り入園できます。
- 認定こども園で「教育」を希望する場合、次の要件は問いません。

	事由	内容
①	就労	月48時間以上の労働を常態としている
②	妊娠・出産	妊娠している、または出産後間がない
③	疾病・障害	病気、負傷、障害により育児ができない
④	介護・看護	親族を介護または看護している
⑤	災害復旧	災害の復旧にあたっている
⑥	求職活動	求職活動を行っている（起業準備を含む）
⑦	就学	大学、専門学校や職業訓練校に通っている
⑧	虐待・DV	虐待やDVを受けている、またはそのおそれがある
⑨	育児休業	育児休業をする際に、既に保育所等を利用している子どもがいる（新規入園は不可）
⑩	育児中	育児休業を取得せず、ほかの子どもを家庭で保育している（新規入園は不可）

▼注意事項

- 入園後にどの要件も満たさなくなった場合には、退園となることがあります。
 - ※認定こども園の満3歳以上の子どもの場合は、教育認定に切り替えることもできます。
- 入園後でも、状況が変更となる場合は、その都度届出が必要です。
(例：就労⇒求職 や 育休⇒就労)
- 継続申込で送付した就労証明書の内容は、市への申し出が無い限り、来年度4月からの適用となります。市は随時変更希望として認識できませんので、(5年度途中)翌月からの適用を希望している場合は、必ずお申し出ください。
 - ※継続申込のシーズンとは関係なく、退職等により短時間あるいは保育不要な状態になった場合は、速やかに市にお申し出ください。

▼慣らし保育について

- 入園直後の1～2週間程度は早い時間帯にお迎えをお願いする場合がありますので、十分に慣らし期間を確保するか、家族にお迎えを頼むなどしてください。
- 保育希望で、事由が就労（就学）や入院などの場合は、その開始日の2週間前から利用することができます。
- 育児休業からの復職時に入園する場合も、慣らし保育の期間として、復帰日の最大2週間前から入園が可能です。
- 4月1日より前から慣らし保育を希望する場合は、別途前年度の利用申込を行うか、3月に一時預かりをご利用ください。ただし、定員超過により利用できない場合があります。

① 就労

【条 件】月48時間以上の労働をしていること（自営業、農業などを含む。）

【必要書類】（1）会社員や公務員などの場合

- ・ 就労証明書（指定様式。勤務先の企業等に作成を依頼してください。）

（2）自営業の場合（次の両方が必要）

- ・ 就労証明書（指定様式。自身で作成してください。）
- ・ 営業していることが分かる書類
（営業許可証、開業届、登記簿等の写し、確定申告書などの写し）

【認定時間】・月120時間以上の就労 ⇒ 標準時間（最大11時間）

・月48時間以上120時間未満の就労 ⇒ 短時間（最大8時間）

令和4年度から、就労証明書の証明印が無条件で不要です。

これにより、勤務先企業等が作成した証明書のデータをEメールなどで受け取って申し込むことが簡単になります。

② 妊娠・出産

【条 件】保護者（母）が妊娠している、または出産後間がないこと

【必要書類】母子手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）

【認定時間】標準時間（最大11時間）

【有効期間】産前8週（多胎妊娠の場合は14週）に入る月の初日から、産後8週を経過する月の末日まで

③ 疾病・障害

【条 件】保護者自身の病気、負傷、障害により保育ができないこと

【必要書類】以下①②③のいずれか

- ①保護者自身の障害者手帳等の写し
- ②医師診断書（任意様式。通院を要する旨や保育ができない旨の記載が必要）
- ③その他、入院や通院により保育ができないことが分かる書類

【認定時間】標準時間（最大11時間）

④ 介護・看護

【条 件】親族を介護または看護している（月48時間以上）

【必要書類】以下①②の両方

- ①介護・看護申立書（指定様式）
- ②介護保険被保険者証の写し、障害者手帳等の写しまたは医師診断書

【認定時間】・月120時間以上の介護・看護 ⇒ 標準時間（最大11時間）

・月48時間以上120時間未満の介護・看護 ⇒ 短時間（最大8時間）

⑤ 災害復旧

- 【条 件】地震、火災、風水害等に遭い、その復旧にあたっていること
【必要書類】罹災証明書
【認定時間】標準時間（最大11時間）

⑥ 求職活動

- 【条 件】求職活動を継続的に行っている（行う予定である）こと ※起業準備を含む
【必要書類】なし
【認定時間】短時間（最大8時間）
【有効期間】効力発生から90日を経過する日の属する月の末日まで

⑦ 就学

- 【条 件】大学、専門学校や職業訓練校に通っていること（月48時間以上）
【必要書類】在学証明書（指定様式）
【認定時間】・月120時間以上の就学 ⇒標準時間（最大11時間）
・月48時間以上120時間未満の就学 ⇒短時間（最大8時間）

⑧ 虐待・DV

- 【条 件】虐待やDVを受けている、またはそのおそれがあること
※ 該当する方は、市役所にご相談ください。

⑨ 育児休業

- 【条 件】育児休業の際、既に保育所等を利用している子どもの継続利用を希望する場合
※ この事由では新規入園はできません。継続入園のみ可能です。
⇒「[9 よくある質問](#)」の「[\(23\) 仕事をしていますが、子どもを入園させることはできますか。](#)」（20ページ）をお読みください。
【必要書類】就労証明書（指定様式。育児休業期間を記載）
【認定時間】短時間（最大8時間）
【有効期間】育児休業が終了する月の末日まで

⑩ 育児中

- 【条 件】育児休業を取得せず、ほかの子どもを家庭で保育している場合に、既に保育所等を利用している子どもの継続利用を希望する場合
※ この事由では新規入園はできません。継続入園のみ可能です。
【必要書類】母子手帳の出生届出済証明部分の写し（大野市に住民登録がある場合は不要）
【認定時間】短時間（最大8時間）
【有効期間】家庭で保育する子どもが満1歳に到達する月の末日まで

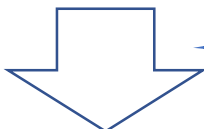
5 入園の選考（利用調整）について

○保育所と認定こども園の「保育」の利用希望者については、市が入園先を決定します。

※認定こども園の「教育」利用希望者については、各施設が入園可否を決定します。

○定員を超えて入園の申込があった場合、保育の必要性の度合いが高い家庭を優先して入園先を決定します。選考基準は以下のとおりです。

	事 由	点数
A	・虐待・DVを受けている／生活保護世帯／主たる生計者の失業／ひとり親家庭の場合 ・既に入園している子どもが継続して同じ施設の利用を希望する場合	10
	・対象子どもの兄弟姉妹が同一の施設を利用している場合／小規模保育事業等の卒園児が連携施設への転園を希望する場合	9
	・対象子どもが障害を有する場合	8
	・既に入園している子どもが他の施設への転園を希望する場合	7
A・Bに該当しないとき	・保護者（父母）がいずれも就労している場合 ・入園時に母が産前8週から産後8週の間にある場合	6
	・同居の祖父母がいない／同居の祖父母が保育できない場合（求職活動以外…就労や疾病・障害、介護・看護など）	5
	・同居の祖父母がいずれも70歳以上である場合 ・保護者が保育士または保育教諭として就労予定の場合	4
	・同居の祖父母がいずれも65歳以上である場合	3
	・同居の祖父母がいずれかが65歳未満である場合	2
	B	・主たる生計者以外の保護者が求職活動をしている場合（Aに該当する場合を除く）



同点で競った場合、下の表の事由に応じて加点します。

加点

	事 由	点数
	・同居の祖父母がいない／同居の祖父母のいずれもが保育できない場合（求職活動以外…就労や疾病・障害、介護・看護など）	0.9
	・同居の祖父母のいずれかが保育できない場合（求職活動以外…就労や疾病・障害、介護・看護など）	0.5

○点数が大きいほど優先度が高くなります。

○同点となった場合は加点に進みますので、同居の祖父母が保育できない場合（求職活動以外）の根拠となる資料（「4 入園の要件について」参照）を添付してください。添付がない場合、同居の祖父母は保育できるものとして扱い、加点しません。

○加点後の点数が同じである場合は、同居の祖父母の平均年齢が高い子どもが優先となります。

○在園時の弟や妹の入園であっても、期間を過ぎて申し込んだ場合は入園できないことがあります。できる限り一斉申込期間に申し込んでください。

○こちらでの同居とは、同じ住所に住んでいる人を指します。

6 保育料と副食費について

保育料や副食費がかかる子どもは

○子どもの年齢と所得に応じて、保育料または副食費（おかず代・おやつ代）がかかります。

カウント	0～2歳児	3～5歳児
第1子	保育料のみ	副食費のみ
第2子	無料（所得制限なし）	副食費のみ
第3子以降	無料（所得制限なし）	無料（所得制限なし）

○令和元年10月から、全ての3歳以上児の保育料が全国的に無料になりました。

※保育認定の子どもは、3歳児クラスから（3歳の誕生日の後の最初の4月1日から）保育料が無料となります。

※教育認定の子どもは、3歳になったときから（入園時から）保育料が無料となります。

○令和2年9月から、大野市では所得にかかわらず全ての第2子の保育料が無料になりました。

○子どものカウントに年齢制限はありませんが、保護者が生計を維持する子どもに限ります。

○副食費は、所得に応じて免除となることがあります。

保育料の金額と基準

○保育料は公立・私立とも同じです。

保育料がかかる全ての階層で、国の基準よりも金額を軽減しています。

令和2年9月改定

階層	定義（税額は市町村民税所得割の父母合算額）	保育料月額	
		標準時間	短時間
1	・生活保護法による非保護世帯／里親	0円	
2	市町村民税非課税世帯		
3-1	税額 48,600円未満のひとり親世帯等	4,400円	4,300円
3-2	税額 48,600円未満の世帯（ひとり親世帯等を除く）	12,800円	12,600円
4	税額 48,600円以上 77,101円未満のひとり親等世帯 ※	4,400円	4,300円
	税額 48,600円以上 97,000円未満の世帯 （上欄※の世帯を除く）	21,800円	21,400円
5	税額 97,000円以上 169,000円未満の世帯	33,300円	32,700円
6	税額 169,000円以上 301,000円未満の世帯	42,500円	41,800円
7	税額 301,000円以上 397,000円未満の世帯	48,000円	47,200円
8	税額 397,000円以上の世帯	52,800円	51,900円

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯のほか、障害者（児）が在宅の世帯等をいいます。（以下同じ）

※税額は配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等の控除額を足し戻した金額で算定します。

※未申告などの理由で税額が確認できない場合は、最高額（第8階層）を適用します。

副食費の金額と免除基準

○副食費の金額は、各施設が定めます。(国が示す目安は月額4,500円です。)

○副食費が免除となる世帯は次のとおりです。

子どものカウント	認定区分	免除となる世帯 (税額は市町村民税所得割の父母合算額)
世帯の第1子・第2子	1号認定(教育)	税額77,101円未満の世帯
	2号認定(保育) (ひとり親世帯等)	
	2号認定(保育) (ひとり親世帯等以外)	税額57,700円未満の世帯
世帯の第3子以降	1号認定・2号認定	全ての世帯

保育料・副食費の決定時期

○保育料の金額・副食費の免除対象者は次のとおり決定・通知します。

対象月	基準となる税額	通知時期
4月～8月分	前年の市民税額 (前々年の収入がベース)	4月中旬ころ
9月～3月分	当年の市民税額 (前年の収入がベース)	9月中旬ころ

※副食費は免除対象者にのみ免除となる旨を通知します。

保育料・副食費の納付先

○施設のタイプによって、納付先が異なります。

施設のタイプ	保育料	副食費
公立保育園	市役所	市役所
私立保育園	市役所	各施設
私立認定こども園	各施設	各施設

7 延長保育・一時預かり・休日保育・病児保育について

延長保育

仕事などでお迎えが通常の利用可能時間を超過する場合、延長して保育します。

○利用方法：在籍する園に直接申し込む。

○利用料：1日200円（上限額：1,000円/月）

一時預かり（一般型）

仕事や冠婚葬祭、病気などで家庭で保育ができない場合や、育児負担の軽減などのために、保育所等に入園していない子どもを保育所等で一時的に預かります。

○実施施設：市内の全ての保育所・認定こども園

○利用方法：実施施設に直接申し込む。

○利用料：4時間未満 1回1,000円

4時間以上8時間未満 1回2,000円

※利用料の減免を受けられる場合があります。

※給食費1食230円が別途かかります。

一時預かり（幼稚園型）

「教育」で認定こども園（幼稚園部分）を利用している子どもを、就業後から夕方まで預かります。また、夏休みなどの長期休業期間中も預かります。

○利用方法：在籍する園に直接申し込む。

※在籍している園が一時預かり（幼稚園型）を実施していない場合もあるので、各園にお問い合わせください。

○利用料：在籍する園にお問い合わせください。

休日保育

休日（日曜・祝日）に保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもを預かります。

○対象：保育所等に入園している1歳以上の子ども（「保育」に限る。）

○実施施設：誓念寺こども園（他園の園児も利用できます。）

○利用方法：入園している園を経由して誓念寺こども園に申し込む。

病児・病後児保育

病気治療中の子どもや、病気の回復期にある子どもを預かります。

○実施施設：栃木産婦人科医院内 病児デイケア「とちのき」(0779-66-2502)

※勝山市、福井市内の施設を利用することもできます。（各施設に直接申込）

○利用方法：事前登録と毎回の電話予約が必要です。

○利用料：半日1,000円、1日2,000円

※利用料の減免を受けられる場合があります。

8 令和6年度利用の申込受付期間とスケジュール

継続申込の方

- 申込受付期間：令和5年10月1日から10月31日
※期間を過ぎると、令和6年度の利用意思がないものとみなす場合がありますのでご注意ください。
- 決定の連絡：決定の連絡はありません。市からの郵送物はありません。

新規申込の方

- 申込受付期間：令和5年10月1日から11月30日
※期間を過ぎても令和6年度末まで随時申込は可能ですが、期間内に申込があった方を優先して入園を決定します。
- 決定の連絡：2月中旬頃までに市から郵便で通知
※第1希望の施設に入れない場合は、これより前に市から電話で連絡します。電話が繋がらない場合は、メールで連絡します。
- 決定後：決定通知が届いたら、決定先の園に連絡して、園ごとの具体的な入園の説明を受けてください。（既に説明を受けている場合を除く）

9 よくある質問

よくある質問一覧

1. 申込の可否や期間について..... 15
 - (1) 令和6年度の5月以降から利用を開始したいのですが、申込はできますか。..... 15
 - (2) まだ生まれていない子どもの申込みはできますか。..... 15
 - (3) 一斉申込期間を過ぎてしまいました。申込はできますか。..... 15
 - (4) 既に入園している子の弟・妹の入園は、期間後に申し込んでもよいのですか。..... 15
 - (5) 令和6年3月末までに新規入園を希望する場合はどのような手続きになりますか。..... 15
 - (6) 令和6年度途中で他市町村から大野市に転入する予定ですが、申込できますか。..... 16
 - (7) 里帰り出産などで大野市内の園に入園するにはどうすればよいですか。..... 16
2. オンライン申込の方法について..... 16
 - (8) 最初にまず何を準備すべきですか。..... 16
 - (9) オンライン申請のサービスの利用がうまくできません。..... 16
 - (10) 回答項目が多いのですが、途中で保存することはできますか。..... 17
 - (11) 申込後に訂正したい事項があるのですが、どうすればよいですか。..... 17
 - (12) 2人同時に申し込みたいのですが、申込は2回しないといけませんか。..... 18
 - (13) 添付書類のオンライン提出は、どのような形で行うのですか。..... 18
 - (14) マイナンバーカードや本人確認書類画像は、父母まとめて撮影してもいいですか。..... 18
 - (15) 「申請内容修正のお願い」というメールが届きましたが、どうすればよいですか。..... 19
3. 就労証明書などの「保育を必要とする理由を示す書類」について..... 19
 - (16) 就労証明書などの添付が省略できるのはどのような場合ですか。..... 19
 - (17) 令和5年度用の書類の様式は使えますか。..... 19
 - (18) 子どもの父親（母親）が遠方に単身赴任していますが、就労証明書は必要ですか。..... 19
 - (19) 同居の祖父母の就労証明書等は必要ですか。..... 19
4. 保育所や認定こども園の選び方について..... 20
 - (20) 園ごとの違いがよくわからず、どの園を希望すればいいか決めかねています。..... 20
 - (21) 家の近くの園が知りたいです。..... 20

5. 利用先の選考（利用調整）について.....	20
(22) 第1希望の園に入れますか。.....	20
6. 保育所等を利用できるケース・利用できないケースについて.....	20
(23) 仕事をしていますが、子どもを入園させることはできますか。.....	20
(24) 下の子を家で育児する予定ですが、上の子だけ入園させることはできますか。.....	21
7. その他.....	21
(25) 市外の園に入園することはできますか。.....	21

1. 申込の可否や期間について

(1) 令和6年度の5月以降から利用を開始したいのですが、申込はできますか。

令和6年度中の利用開始であれば、令和5年10月から申込が可能です。

年度途中の入園希望であっても、令和5年11月末までに申込をされた方を優先して入園を決定しますので、なるべく上記期間内に申し込むことをお勧めします。

(2) まだ生まれていない子どもの申込みはできますか。

まだ生まれていない子どもの申込みはできません。

(3) 一斉申込期間を過ぎてしまいましたが、申込はできますか。

期間を過ぎてでも随時申込が可能です。同様にオンラインで申し込んでください。

ただし、令和5年10月から11月末までに申込をされた方を優先して入園を決定します。

(4) 既に入園している子の弟・妹の入園は、期間後に申し込んでもよいのですか。

在園児の下の子の入園については、あくまでも期間内に申込があった方の中では優先度が高いということになります。

期間を過ぎて申込をされた場合は、在園児の弟・妹であっても入園できないことがあります。このため、下の子の入園も上記期間内に申し込むことをお勧めします。

(5) 令和6年3月末までに新規入園を希望する場合はどのような手続きになりますか。

令和5年度途中の入園を希望する場合は、①②両方の手続きが必要です。

① オンラインで令和5年度申込を行う（紙提出も可能…申込先：市役所または各園）

② 令和5年度の入園が決定した後すぐに、オンラインで令和6年度継続申込を行う。

※このとき、保護者の状況に変更がない限り、令和6年度継続申込用に別途就労証明書などを再度取り寄せる必要はありません。（添付が省略できます。）

(6) 令和6年度途中で他市町村から大野市に転入する予定ですが、申込できますか。

転入前の方でも、転入前に申込ができます。このため、なるべく令和5年10月から11月末までの申込をお勧めします。

ただし、あくまでも「内定」扱いとなります。正式決定となるのは、転入日以降となります。転入の手続きを市役所で行った後、必ず子ども支援課窓口に立ち寄って、転入の連絡をしてください。

(7) 里帰り出産などで大野市内の園に入園するにはどうすればよいですか。

里帰り出産や市外からの通勤など、大野市に転入しないで入園を希望する場合は、「広域入所」となります。申込はお住まいの市町村の役場で行ってください。

ただし、選考にあたっては大野市住民の子どもが優先となります。また、年度単位の入園となるため、市内の保育の需要によっては、次年度以降の継続入園をお断りすることがあります。

2. オンライン申込の方法について

(8) 最初にまず何を準備すべきですか。

「[1 はじめに必ずお読みください](#)」をお読みください。

(9) オンライン申請のサービスの利用がうまくできません。

○ぴったりサービス(マイナポータル)の利用にあたっては、こちらをお読みください。

▼動作環境

<https://img.myna.go.jp/html/dousakankyou.html>



▼使い方(地方公共団体の手続に申請する)

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0180.html>



▼マイナポータルトップページ

<https://myna.go.jp/>



○申請がうまくいかない場合は、ページ内にリンクがある県の電子申請サービスをご利用ください。なお、ぴったりサービス(マイナポータル)は、マイナンバーカードのご登録がなくても入ることができます。

○福井県電子申請サービスの利用方法については、こちらをお読みください。

▼初めて利用する方へ

<https://bit.ly/3hPXxE>



(10) 回答項目が多いですが、途中で保存することはできますか。

○ぴったりサービス（マイナポータル）の場合

申込の途中で一時保存ができます。ページの一番下の「↓入力中の申請データを保存する」ボタンを押してください。途中まで入力した申請データを、ご使用の端末（パソコンまたはスマートフォン）に保存することができます。

申請を再開するときは、マイナポータルから「申請再開」ページにアクセスし、ご使用の端末に保存した申請データをアップロードしてください。

○福井県電子申請サービスの場合

申請の途中で一時保存ができます。ページの一番下の「申請書一時保存」ボタンを押してください。一時保存したデータは、トップページの「最近の申請」から呼び出して、申込を再開することができます。

(11) 申込後に訂正したい事項があるのですが、どうすればよいですか。

○ぴったりサービス（マイナポータル）の場合

申請を完了すると、ぴったりサービス上で申請の取り下げはできません。取り下げたい場合は、こども支援課に問い合わせてください。

上記(10)の方法で、申請を完了する前に申請データを端末に保存しておくことをおすすめします。

※**不要な申込は必ず取下げの連絡をしてください。**

○福井県電子申請サービスの場合

申込後の訂正はできません。取下げと再度申込を行ってください。方法は次のとおりです。

その際、先に再度申込を行ってから取下げを行っていただくと、最初の申込内容を引用して再度申込ができるため、スムーズです。

※最初に取下げをしてしまうと、2回目は最初から行う必要があります。

※**不要な申込は必ず取下げてください。二重のままにしないでください。**

▼市が申込を「受理」する前の場合

1. まず、再度申込を行う。

- (1) 福井県電子申請サービスにログインする。
- (2) トップページから、「最近の申請」を確認する。
- (3) 取下げたい申請の「詳細」を押し、取下げたい申請を表示する。
- (4) ページ下部の「再利用申請」を押し、最初の申込内容を引用しながら訂正したい箇所を訂正し、再度申込を完了する。

2. 次に、最初の申込を取下げる。

- (5) (2)に戻り、取下げたい申請の「詳細」を押し、取下げたい申請を表示する。
- (6) ページ下部の「申請取下げ」を押し、申請を取下げる。

※申請状態によっては取下げができない場合があります。

この場合は、こども支援課に電話で連絡してください。

▼既に市が申込を「受理」し、「審査中」になっている場合

1. まず、再度申込を行う。(上と同じ)
2. こども支援課に電話し、最初の申込を取下げ。

(12) 2人同時に申し込みたいのですが、申込は2回しないといけませんか。

2人以上同時に申し込む場合であっても、申込は人数分行ってください。
その際、就労証明書などの添付（画像可）も必ず毎回行ってください。
なお、次の方法で1人目の申込内容を引用してスムーズに再度申込することができます。

○ぴったりサービス（マイナポータル）の場合

1. 上記（10）の方法で、申請を完了する前に端末に申請データを保存しておく。
2. ぴったりサービスの「申請再開」ボタンを押し、申請データをアップロードする。
3. 1人目の申込と異なる部分（氏名など）を打ち換え、2人目の申請を完了する。

○福井県電子申請サービスの場合

1. 1人目の申込みを完了し、完了画面の「申請履歴を表示する」を押すか、トップページから「最近の申請」を確認する。
2. 引用したい申請を選択し、ページ下部から「再利用申請」を押す。
3. 1人目の申込と異なる部分（氏名など）を打ち換え、2人目の申請を完了する。

(13) 添付書類のオンライン提出は、どのような形で行うのですか。

○ぴったりサービス（マイナポータル）、福井県電子申請サービス共通

申込の最後に、書類を添付する画面に移ります。

スマートフォンで申込の場合は、次の①②どちらの方法でも提出ができます。

PCなどで端末にカメラがない場合は、②により提出してください。

- ① 添付画面でカメラを立ち上げ、書類を撮影して添付する
- ② 端末に保存された書類データ（画像可）を選択して添付する

(14) マイナンバーカードや本人確認書類画像は、父母まとめて撮影してもいいですか。

サイズが小さい書類は、まとめて並べて撮影することが可能です。

ただし、マイナンバーカードは両面を添付いただく必要があります。「父母の表」「父母の裏」の2回に分けて撮影してください。

▼撮影イメージ（マイナンバーカードを使う場合）

写真1枚目

写真2枚目

⇒ 2枚を添付

父のカード表
母のカード表

父のカード裏
母のカード裏

▼撮影イメージ（マイナンバーカードを使わない場合）

写真1枚目（概ねA4サイズ以内に納める） ⇒ 1枚～2枚程度を添付

- ・父のマイナンバーがわかる書類 ・父の顔写真付き本人確認書類
- ・母のマイナンバーがわかる書類 ・母の顔写真付き本人確認書類

(15) サービスからメールが届きましたが、どうすればよいですか。

○ぴったりサービス（マイナポータル）の場合

まずは、アプリ内通知を確認してください。

申込事項に不備があった場合、再度申込をお願いします。

※上記（10）の方法で、申請を完了する前に申請データを端末に保存していると、そこから編集が可能です。保存していない場合は、最初から入力となりますのでご注意ください。

○福井県電子申請サービスの場合

「申請内容修正のお願い」というメールが届きましたら、申込事項に不備があります。一部訂正はできませんので、再度申込を行ってください。（方法は(11)と同じ）

3. 就労証明書などの「保育を必要とする理由を示す書類」について

(16) 就労証明書などの添付が省略できるのはどのような場合ですか。

▼継続申込の方

① 令和5年4月以降に就労証明書などを提出し、状況に変更がない場合

※4月以降に育休に入ったり、育休から復帰したりした方で、提出済みの就労証明書にその旨の記載がない方は省略ができません。

▼新規申込の方

② 上の子の継続申込を同時に行う場合で、上の子の申込が①に該当する場合

(17) 令和5年度用の書類の様式は使えますか。

令和5年度用の様式は使えません。必ず最新の様式を使用してください。

ただし、(16)により省略する方は、提出済みの様式が令和5年度版でも結構です。

(18) 子どもの父親（母親）が遠方に単身赴任していますが、就労証明書は必要ですか。

保護者（父母）が遠方に居住している場合であっても、就労証明書などの保育を必要とする理由を示す書類は必要です。

別居の祖父母は選考の対象とならないため、就労証明書などの書類は不要です。

(19) 同居の祖父母の就労証明書等は必要ですか。

必須ではありませんが、入園選考の点数に影響が出てきますので、選考が気になる方は就労証明書を添付してください。

- ① 祖父母がいる家庭どうして入園選考が競合した場合、祖父母の年齢が高い家庭や、祖父母が就労している家庭の優先度が高くなります。
- ② 加点に進んだ場合、同居の祖父母が保育できない場合（求職活動以外）の根拠となる資料（「4 入園の要件について」参照）を添付してください。添付がない場合、同居の祖父母は保育できるものとして扱い、加点しません。

4. 保育所や認定こども園の選び方について

(20) 園ごとの違いがよくわからず、どの園を希望すればいいか決めかねています。

園ごとに、特色ある教育・保育を行っており、規模や雰囲気、行事などはさまざまです。各園の紹介動画を大野市ホームページで公開していますので、参考に視聴していただき、候補の園の見学に行くことをお勧めします。

見学については、各園に直接電話でお問い合わせください。

(21) 家の近くの園が知りたいです。

子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」で、現在地近くの保育所等を地図上で確認することができます。

▼ここdeサーチ

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>



※「ここdeサーチ」は内閣府・独立行政法人福祉医療機構が運営しています。

5. 利用先の選考（利用調整）について

(22) 第1希望の園に入れますか。

定員を超える申込があった場合、第2希望以下の園に入園決定することがあります。

例年、大野市内でも、定員を超える申込がある園があります。

なお、定員には「全体の定員」と「年齢別の定員」があるため、全体の申込数が定員を下回っても、年齢によっては入園できないことがあります。

6. 保育所等を利用できるケース・利用できないケースについて

(23) 仕事をしていますが、子どもを入園させることはできますか。

▼「保育」について

- ・ 保育（保育所または認定こども園の保育所部分）の場合は、就労や疾病などの「保育を必要とする理由」を保護者（父母のいずれも）が満たしていない場合は入園することはできません。
- ・ 仕事をこれから探す場合は、「求職活動」を理由に入園することができます。

- ・ 就労などの状況にかかわらず、育児負担軽減などのため一時的に利用したい方は、各園で実施している「一時預かり」が利用できます。一時預かりの利用は、各園に直接申し込んでください。

▼「教育」について

- ・ 教育（認定こども園の幼稚園部分）の場合は、保護者の就労状況などにかかわらず入園することができます。ただし、教育で入園できるのは3歳の誕生日の前日からです。
- ・ 教育は保育よりも利用時間が短いですが、終業後に一時預かりを組み合わせることで、夕方まで利用できることがあります。各認定こども園にお問い合わせください。

(24) 下の子を家で育児する予定ですが、上の子だけ入園させることはできますか。

「下の子を家で育児するために上の子を預けたい」のみでは保育を必要とする理由を満たさないため、新規で入園することはできません。

育児負担軽減などのため一時的に利用したい方は、各園で実施している「一時預かり」が利用できます。

※ 既に入園している子どもの弟・妹が生まれた場合に、上の子が継続して入園することは可能です（ただし、育休終了まで、などの期限があります）。

※ 出産前後の場合は、「妊娠・出産」として保育を必要とする理由を満たすため、上の子は新規で入園することができます。（産前8週（多胎妊娠の場合は14週）に入る月の初日から産後8週を経過する月の月末までに入園を希望する場合に限りです。この期間を過ぎると、「妊娠・出産」を理由に上の子が新規で入園することはできません。）

7. その他

(25) 市外の園に入園することはできますか。

保護者が市外に通勤している場合や市外で里帰り出産をする場合などは、市外の施設を利用できることがあります。この場合も、申込先は大野市役所です。

▼留意いただきたい点

- ・ 利用できる事由や期間は、受入れ先の市町村によって異なります。
- ・ 基本的に受入れ先の市町村の子どもが優先されるため、希望に沿えない場合があります。
- ・ 年度ごとの申込・決定となるため、受入れ先市町村の保育の需要によっては、次の年度に利用ができない（退園を求められる）場合があります。
- ・ 市町村によって締切が異なるため、早めの相談をお勧めします。（都市部の方が締切が早い傾向があります。）
- ・ 市外の幼稚園や認定こども園で教育を希望する場合は、各園に直接申し込んでください。この場合、入園までに大野市役所に教育の認定の申請が必要です。（一部の私

立幼稚園を除く)

▼広域入所の申込手順

- (1) 利用できる事由や期間を希望先市町村の役場に問い合わせる。
- (2) 大野市役所窓口で申し込む。(方法は市内施設を希望する場合と同じ)
- (3) 大野市役所から希望先市町村の役場に申し込み、可否決定を受ける。
- (4) 大野市役所から保護者に可否決定を通知する。